

守るろ！緑と清流を

土地所有者(管理者)の皆さまへ
 注意！ あなたの土地が狙わ
 れているかもしれません！！

「あなたの土地を土砂や資材の置き場として貸してほしい」「あなたの土地に良い土を入れてあげます」などの話に注意しましょう。このような話を承諾した結果、土地に不適正な土砂たい積をされたり、廃棄物(ごみ)を不法投棄されたりする事案が全国で発生しています。これらの責任や処理費用は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

【このようにことに巻き込まれないために】

○うまい話があっても、安易に土地を貸さない。

○自分ひとりで判断せず、不審な点は市役所などに相談する。

※道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れが行き届いていない土地は特に狙われやすいので注意してください。

問 生活衛生課 ☎25-5202



土砂たい積110番開設！！

違法な埋め土を見つけたら

☎25-5202まで

(秩父市役所生活衛生課:直通)

休日・祝日は、22-2211 (市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください!!

現在、違法な残土投棄の監視強化パトロール実施中です！



消費生活センターからのお知らせ

マグネットのおもちやの危険

誤飲で消化管に穴、開腹手術になる例も

ネオジム磁石という、極めて磁力の強い磁石を用いたおもちやを小さな子どもが飲み込む事故が相次いでいます。

これらのおもちやは「マグネットボール」「マグネットキューブ」などと称して、ネット通販サイトやお店で普通に売られています。

欧州・韓国等海外の一部地域では、製造・販売・輸出入などが法律で規制されている一方、日本では規制がなく誰でも自由に購入できます。

磁石1粒は3〜5mmほどの球や立方体で、これを数十〜数百個組み合わせて遊ぶのですが、磁力は一般的なフェライト磁石の10倍以上あるとされ、厚さ1cmの消しゴムをはさんでも落ちずに引き合う強さです。

もし人が2粒以上のネオジム磁石を飲み込み、消化管を挟んで引き合った場合、排泄されず、腸閉塞・虚血・壊死などを起こし、死に至る可能性もあります。

消費者庁が法律に基づき公表した消費者事故等の中で、乳幼児が

磁石(ネオジム磁石に限らない)を誤飲し、開腹手術等で摘出した事故が平成29年〜令和4年に7件報告されています。

これらの事実を受けて、消費者庁の消費者安全調査委員会は、令和4年3月24日に「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子ども

の誤飲事故」という報告書を公表し、事故防止のため

の法規制を検討するよう国に求めました。

ネット通販サイトのレビュー欄

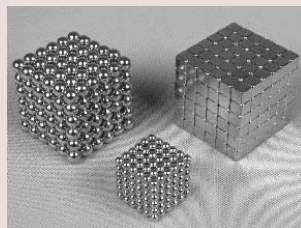
を見ても、「磁石が小さいので数個なくした」等、実際に購入した人の書き込みがあり、危険な状況に陥りやすいことがわかります。

なお、ネオジム磁石に限らず、磁石が使用されたアクセサリや文房具が破損し、誤飲やけがにつながる恐れもありますので、併せて注意をお願いします。

万一、誤飲した場合はすぐに医療機関を受診してください。

秩父市消費生活センター

毎週月〜金曜日(祝日はお休み)
 午前9時〜正午、午後1時〜4時
 ☎25-5200



▲マグネットボール(例)
 出典「くらしの危険344」